

Q5-4 退職金制度について教えてください。

台湾の公的退職金制度は現在新旧2制度が並存しています。労働基準法に基づく「旧制度」の退職金給付条件は、同じ雇用者の下で長期間にわたり勤続せねばならないという厳しいものでした。そのため政府は 2005 年に労働者退職金条例に基づく「新制度」を施行し、たとえ転職をしても一定の条件を満たせば退職金を受取ることができるようにしました。「新制度」施行時に在籍していた労働者は「新制度」への移行か、「旧制度」の継続を 1 度のみ選択する事ができたため、「新制度」適用と「旧制度」適用の従業員が混在している会社も見られます。なお、「新制度」の施行以降に新たに雇用された台湾人従業員は「新制度」のみ適用されます。

〈旧制度：確定給付型〉

外国人を含む労働基準法が適用される労働者が対象となります。雇用者は台湾銀行の雇用者ごとの退職金専用口座に積立てを行います。

- (1) 雇用者負担の積立：労働者の賃金総額の 2% 以上 15% 以下を毎月拠出
- (2) 本人負担の積立：なし
- (3) 勤続年数の計算：退職時の雇用者の下での勤続年数
- (4) 受給方法とタイミング：以下いずれかの条件を満たした場合に退職一時金を受給可能

①労働者自らの退職の場合

- ・勤続 15 年以上、満 55 歳に達した場合
- ・勤続 25 年以上の場合
- ・勤続 10 年以上、満 60 歳に達した場合

②雇用者による退職強制の場合

- ・満 65 歳
- ・心神喪失や身体障害で担当業務を遂行できない場合

(5) 受給金額

退職前 6 カ月の平均賃金月額 × 基数 (15 年までの勤続年数 1 年ごとに 2 基数、16 年以降は 1 年ごとに 1 基数、最高 45 基数まで)

〈新制度：確定拠出型〉

台湾人労働者、台湾人と結婚している外国人労働者、および永久居留証を取得した外国専門人材に適用され、雇用者は労働者保険局の個人別の退職金専用口座に拠出します。

- (1) 雇用者負担の積立：雇用者は各労働について賃金月額の 6% 以上を毎月拠出
- (2) 本人負担の積立：労働者自身が任意で賃金月額の 6% 以内を拠出。当該拠出額は個人所得税申告時に当年度の課税所得額から控除可能
- (3) 勤続年数の計算：退職金を積立てた年数の通算
- (4) 受給方法とタイミング：
 - ・退職済みかどうかにかかわらず、満 60 歳になった時点で雇用者を通さず本人が労働者保険局へ申請する。
 - ・勤続年数 15 年未満の者は一時金を受給し、15 年以上の者は一時金か月単位での受給を選択できる。
- (5) 受給金額
 - ・退職一時金は、個人別退職金専用口座の元本および運用収益累計額を一括して受給。
 - ・月単位の支給は、個人別の退職金専用口座の元本および運用収益累計額につき、年金生命表による平均余命及び想定運用利率を基に計算された金額を月単位で受給。